

■ 越谷市景観計画アクションプログラム(改定案)

分類	No.	現行メニューの対応項目	新メニュー	内容	具体案①	具体案②	具体案③
景観計画の運用と景観誘導	1	景観計画運用指針(ガイドライン)などの策定	景観計画運用指針(ガイドライン)などの策定	市民・事業者に配慮事項や景観形成基準を具体的に示すことで、景観計画の円滑な運用を推進する。また、市が保守管理を行う施設に関しては、指針の見直し等を行い良好な景観形成を推進する。	Q&A集を整理・HP掲載	記入例を整理・HP掲載	公共サインマニュアルの見直し
	2	景観形成基準による景観誘導の推進	景観形成基準による景観誘導の推進	市民・事業者に景観計画や届出制度などを周知し、景観形成基準に対する理解を深め、景観誘導を行う。	マンション管理組合向け手続き促進チラシの配布(大規模修繕に係る景観手続きの促進)	住宅や店舗の塗り替えを検討している方へのチラシ配布、広報掲載(届出対象でない物件に対する周知)	完了報告書の提出促進
	3	景観重要公共施設の指定／景観形成に先導的役割を果たす公共施設の整備	景観形成に先導的役割を果たす公共施設の整備	景観形成において先導的な役割を果たすことが求められている公共施設について、良好な景観形成を推進する。また、景観重要公共施設の指定を見据え、調査・研究を進める。	都市デザイン協議会の運営(専門部会チェックシート作成・特別部会での調査研究)	良好事例や各部会での取り組み等をHP等で紹介	公共サインマニュアルの見直し
景観形成に関する意識づくり	4	講演会などの定期的開催／景観写真コンクールの開催／パンフレットの作成	広報を通じた景観意識の醸成	これまでに蓄積した景観計画に関する実績について情報発信を行い、広く市民などの景観意識を醸成する。	イベントや庁内でのパネル展示	SNSや地元商業施設等を活用した情報発信	市の新たなPR事業等と連携した景観資源の活用について検討・調整
	5	表彰制度の検討	評価体制の構築	様々な主体による良好な景観形成の意欲を促すため、良好な景観の形成に寄与している事例や景観資源、活動等を評価する仕組み作りを行う。	優良事例のHP掲載(特にアドバイザー案件)※HP掲載にあたり、景観評価委員会で評価を行う	景観活動や除却ボランティア等の表彰・紹介	「景観選」の選定と活用(カレンダー作成等)
	6	(新規)	景観教育を通じた景観意識の醸成	これまでに蓄積したこしがや景観資源等を活用し、景観意識を次世代に伝え、地元への愛着を醸成する取組を推進する。	小中学校向けの景観教材を作成・提供(景観選の活用)	出前授業やまち歩きプログラムを実施	
市民が主体となった身近な景観まちづくりの推進	7	こしがや景観資源の選定と登録	こしがや景観資源の活用	これまでに蓄積したこしがや景観資源について、改めて広く周知を行い、景観資源の保全・活用の意識や地元への愛着を醸成する取組みを推進する。	「景観選」の選定と活用(カレンダー作成等)	市民参加による景観資源の見守りの仕組み構築	刊行物等へのこしがや景観資源写真の掲載
	8	景観まちづくり宣言の認定と推進／景観まちづくり団体の設立と支援／景観まちづくり地区の指定	市民協働による景観推進	市民が主体となった身近な景観づくりを進めるための広報活動を行うほか、市民参加型プログラムの構築や市民参加に対する評価の仕組み作りを行う。	景観まちづくりに関する制度の周知(パネル展示、不動産業者等)、景観活動や除却ボランティア等の表彰・紹介	市民参加による景観資源の見守りの仕組み構築	景観まちづくり地区の指定検討(景観協定の発展)※景観まちづくり地区の指定には景観計画の変更が必要
景観形成の推進体制の活用	9	景観評価委員会の委嘱と活用	景観評価委員会の活用	景観計画の運用や景観行政に関する重要な事項について、市長が意見聴取するための諮問機関として、景観評価委員会を積極的に活用する。	優良事例の評価	「景観選」の評価	
	10	景観アドバイザーの設置と活用	景観アドバイザーの活用	景観形成基準の運用や公共施設の整備における景観形成において、専門的見地から意見や助言をいただくことで、適切な景観誘導を図る。	アドバイザー制度の継続と周知	事例を庁内外で共有(優良事例のHP掲載等)	
	11	都市デザイン協議会等の運営	都市デザイン協議会等の運営	庁内において景観形成を直接的に担う担当部署の景観意識を向上させ、本市の特性を生かした個性ある景観形成を図るために、都市デザイン協議会及びその下部組織の運営を行う。	都市デザイン協議会の運営(専門部会チェックシート作成・特別部会での調査研究)	良好事例や各部会での取り組み等をHP等で紹介	

現時点で取り組んでいる内容